

勤務処理の一部が変更に!



国労東北自動車支部

5月の勤務実績から勤務処理の一部が変更になります。(6月分賃金明細書に反映)

現在の勤務処理は、平成19年10月より行っていますが、それ以前は暦日ごとに勤務処理されていました。しかし、労基署の指導(継続勤務が2暦日にわたる場合は一勤務として取り扱い、始業時刻の属する日の労働とする。昭和63.1.1基発第1号)により改正され、現在に至っています。

今回の変更により暦日またぎの勤務を

(貸切り含む)持つ白沢事業所以外の職場は、休日労働の超過勤務手当が減ることになります。

「代休」扱いが「振替え」扱い?

会社は「公休日」を前に移動した場合は「振替え」、後の場合は「代休(7時間以上)」扱いとしてきましたが、勤務システムの改修により後の場合も「振替え」が可能になるとのことです。詳細は支部委員会で。

現在の勤務整理

暦日		5/31	6/1	6/2
勤務内容		1A	1B → 公休買い上げ	1C
		21:00 3H	4:00 4H	22:00 2H 6:00 6H
実績計上		5月分	6月分	6月分
勤務時間		7時間 3H+4H	8時間 2H+6H	0時間
基礎労働日(7:10)		○	×	○
月間積算		<u>0時間</u>	<u>—</u>	0時間
超勤	D単価 135/100	4時間	2時間	
	B単価 130/100 (出向・バス社員) 125/100 (契約社員)	<u>3時間</u> 21:00~24:00	<u>6時間</u> 0:00~6:00	

今後の勤務整理

暦日		5/31	6/1	6/2
勤務内容		1A	1B → 公休買い上げ	1C
		21:00 3H	4:00 4H	22:00 2H 6:00 6H
実績計上		5月分	6月分	6月分
勤務時間		7時間 3H+4H	8時間 2H+6H	0時間
基礎労働日(7:10)		○	×	○
月間積算		<u>3時間</u>	<u>6時間</u>	0時間
超勤	D単価 135/100	4時間	2時間	
	B単価 130/100 (出向・バス社員) 125/100 (契約社員)	<u>0時間</u> 21:00~24:00	<u>0時間</u> 0:00~6:00	

発責
北山修司
編責
教宣部
NO,118
2017.6.16

国労加入
で職場を
変えよう

第68回東北自動車支部委員会
7月19日(水) 10時30分
地本会議室